北 海 道 警 察 入 札 執 行 傍 聴 要 領

1　傍聴の手続

⑴　入札の傍聴を希望される方は、入札の開始予定時刻の30分前から受付を開始しますので、所定の入札執行傍聴受付簿に氏名、住所及び電話番号を記入し、傍聴整理券を受領してください。（入札開始予定時刻の10分前で受付終了）

なお、受付は先着順で行い、定員になり次第終了します。（定員10名）

⑵　入札会場に入室する際には、傍聴整理券を担当者に提示し、確認を得た上で、指示に従って入室してください。

⑶　入札会場において、写真撮影、録画、録音等を行う場合は、事前に申し出てください。ただし、これら写真撮影等は入札執行の宣言の前までとします。

2　傍聴する際の留意事項

⑴　入札執行中は静粛に傍聴し、発言、拍手等は行わないでください。

⑵　入札執行中の入札会場への入室は、原則として認められません。

入札執行中に退室される方は、担当者に傍聴整理券を返還し、静かに退室してください。

⑶　入札会場において、飲食等はしないでください。

⑷　写真撮影、録画、録音等を行う方は、指示された事項を守ってください。

⑸　入札執行の秩序を乱したり、入札執行を妨害するようなことはしないでください。

3　入札執行の秩序の維持

⑴　２の事項のほか、傍聴される方は、入札執行者及び担当者の指示に従ってください。

なお、傍聴の要領について、不明な点があれば、担当者にお尋ねください。

⑵　傍聴される方がこの要領に定められたことをお守りいただけない場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

⑶　⑵の事項に該当された方については、今後行われる入札の傍聴をお断りする場合があります。